

# 包括的口腔ケアの実践

## 第3回

# 口腔機能向上マニュアル(国診協版)

## —「地域包括医療・ケア」と「包括的口腔ケア」—

三上隆浩

国診協歯科保健部会委員／島根県・飯南町立飯南病院歯科口腔外科部長

### はじめに

「口腔ケア」という言葉は、もはや完全に市民権を得て、関係職種のみならず一般市民においても日常的に用いられるようになってきた。しかしながら、口腔内保清による誤嚥性肺炎の予防等の効果から、「口腔ケア」は、いわゆる「口腔清掃」と同義語として用いられる場合も少なくない。

また、2006年度から新介護保険制度が施行され、新たに導入された新予防給付に「口腔機能の向上」が、「運動器の機能向上」、「栄養改善」とともに認められた。しかし、残念ながら「口腔機能の向上」の重要性の認知度が低く、あまり普及していないのが現状である。

そのような背景を踏まえて、国診協・歯科保健部会では、「口腔機能の向上」の重要性を国保直診の歯科関係者だけではなく医科関係者にも十分に周知し、理解を深めてもらい、連携しながら取り組みを進めていくために、「まずは国保直診施設のある地域から普及を図る」という目的で、平成21年1月、この「口腔機能向上マニュアル(国診協版)－国保直診および地域資源の有効活用による普及・推進－」を作成したものである。

今後、各地域や施設において普及・推進を担う人材養成等のために、このマニュアルを活用してもらえれば幸いである。

以下に、「口腔機能向上マニュアル(国診協版)」の概要を説明する。

連載第3回の本号では、総論として、「地域包括医療・ケア」と「包括的口腔ケア」についての理解を深めてもらえるように構成している。さらに次号第4回では、各論として、主として高齢者を対象として「口腔機能向上」について説明する。

この「口腔機能向上マニュアル(国診協版)」は、国診協ホームページ (<http://www.kokushinkyo.or.jp/>) → 「会員専用ページ」 → (ユーザーIDとパスワード\*が必要) → 「歯科保健部会からのお知らせ」 → 「口腔機能向上マニュアル(国診協版)」でダウンロードし、利用できる。

### マニュアル作成にあたって

日ごろ「地域包括医療・ケア」をめざし実践している全国の国保直診関係者(行政も含め、関与すべき多施設・多職種を含む)が、地域住民の生涯を通じた口腔機能の維持・向上のために、本連載の第1回および

表1 包括的口腔ケアとは

- 口腔に関する疾患予防、歯科治療、リハビリテーション、ケア等あらゆる手段を含め、専門家により保健・医療・福祉を包括した地域包括ケアの一環として行われる保健・医療・福祉サービスのシステム（体系）のこと。
- 口腔機能回復および介護予防を目的とした医療行為や清潔保持への取り組みを含み、英語で表現するOral health Careに該当する。

（平成15年「介護予防向上のための口腔機能改善のための支援体制整備事業報告書」）

第2回で説明した「包括的口腔ケア」を実践する場合や、その普及・推進活動を行う際に、ぜひとも理解しておきたいポイントに絞って説明している。

なお、実際の方法や手技については、「口腔機能向上マニュアル(国診協版)」の巻末にて紹介する専門書等を活用していただきたい。

## ■「包括的口腔ケア」について

「地域包括医療・ケア」の理念は、われわれ国保直診関係者共通のものであり、「包括的口腔ケア」の実践に当たっては、これを理解し認識することから始まる。

この「包括的口腔ケア」については、「平成15年度介護予防向上のための口腔機能改善推進のための支援体制整備事業報告書」において記載している（表1）。

「地域包括医療・ケア」の理念から、「包括的口腔ケア」は、乳幼児から後期高齢者までのあらゆるライフステージ、全身的疾病発症後急性期から終末期まで、および居宅から入院・入所までのあらゆる居住場所の、すべての地域住民に行わなければならない。

したがって、三大口腔機能を維持するために行われる「包括的口腔ケア」は、歯科関係者だけではなく、行政も含めた医科・介護関係者等の多職種が連携し関与しなければ実践できない。

つまり、「包括的口腔ケア」を実践するには、その地域に「地域包括医療・ケア」の理念のもとに「地域包括医療・ケア」システムが構築され、行政を含めた多職種の連携がとれていなければ実践できないといっ

ても過言ではない。

## ■口腔機能維持・向上がめざすもの

新介護保険・予防給付制度で、「運動器の機能向上」、「栄養改善」とともに「口腔機能向上」が認められたが、残念ながら「口腔機能向上」の重要性や不可欠性は、まだまだ認知されていないのが現状である。「この3つのうちどれが一番重要と思われるか？」とアンケート調査すると、「運動器の機能向上」の回答が圧倒的に多いのだが、「運動器の機能を維持向上させるには、タンパク質をはじめ栄養をしっかり摂らなければならない。その栄養をしっかり摂るには、肉や魚を噛み切ることのできる口腔機能を維持・向上させなければならない！」ということを再認識する必要がある。

ここで重要なのは、「残存している歯の本数」が問題なのではなく「肉や魚を含めなんでも噛み切ることのできる口腔環境であり、かつ、それらの食べ物をちゃんと嚥下できる」ことを維持することである（図1）。

食品のなかで固いものの代表として「イカ」や「たくあん」があるが、これらを噛み切ることのできる人たちは、噛み切ることのできない人たちに比べて、65歳以降の健康余命で2～3年長いというデータもある。つまり、生涯、口腔機能を維持させることは、「健康で長生き」につながると断言できる。

## ■口腔機能維持・向上の重要性

前述のように、「運動器の機能維持」、「低栄養予防」、

図1 口腔機能維持向上がめざすもの

(南 温)

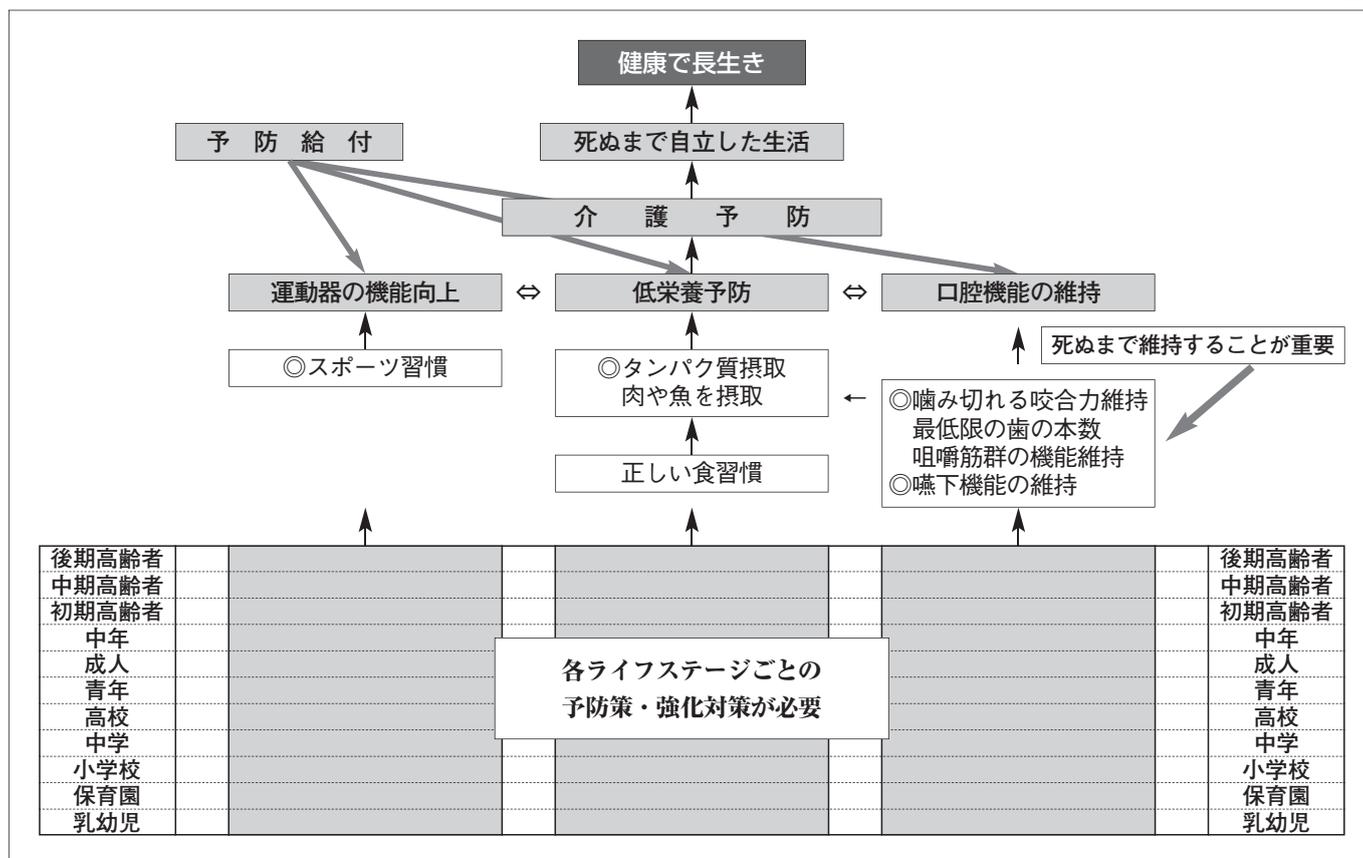
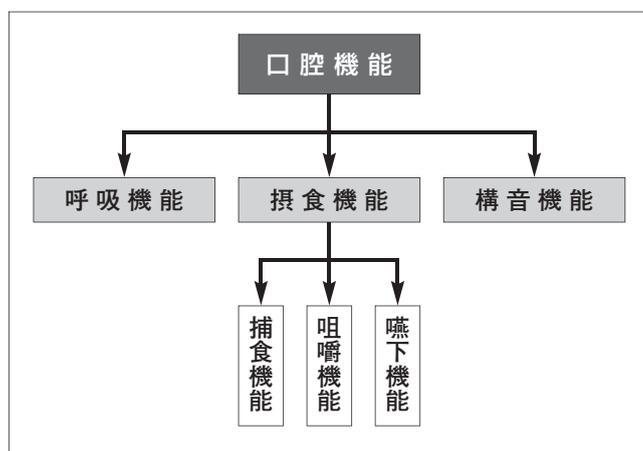


図2 口腔機能をすべて維持させる



「口腔機能の維持」は、それぞれが関与しあっているので、この事業を単独で考えるのではなく、セットで考えなければならない。

## □ 口腔機能の維持と包括的口腔ケア

口腔の三大機能は、「呼吸機能」、「構音機能」、「摂

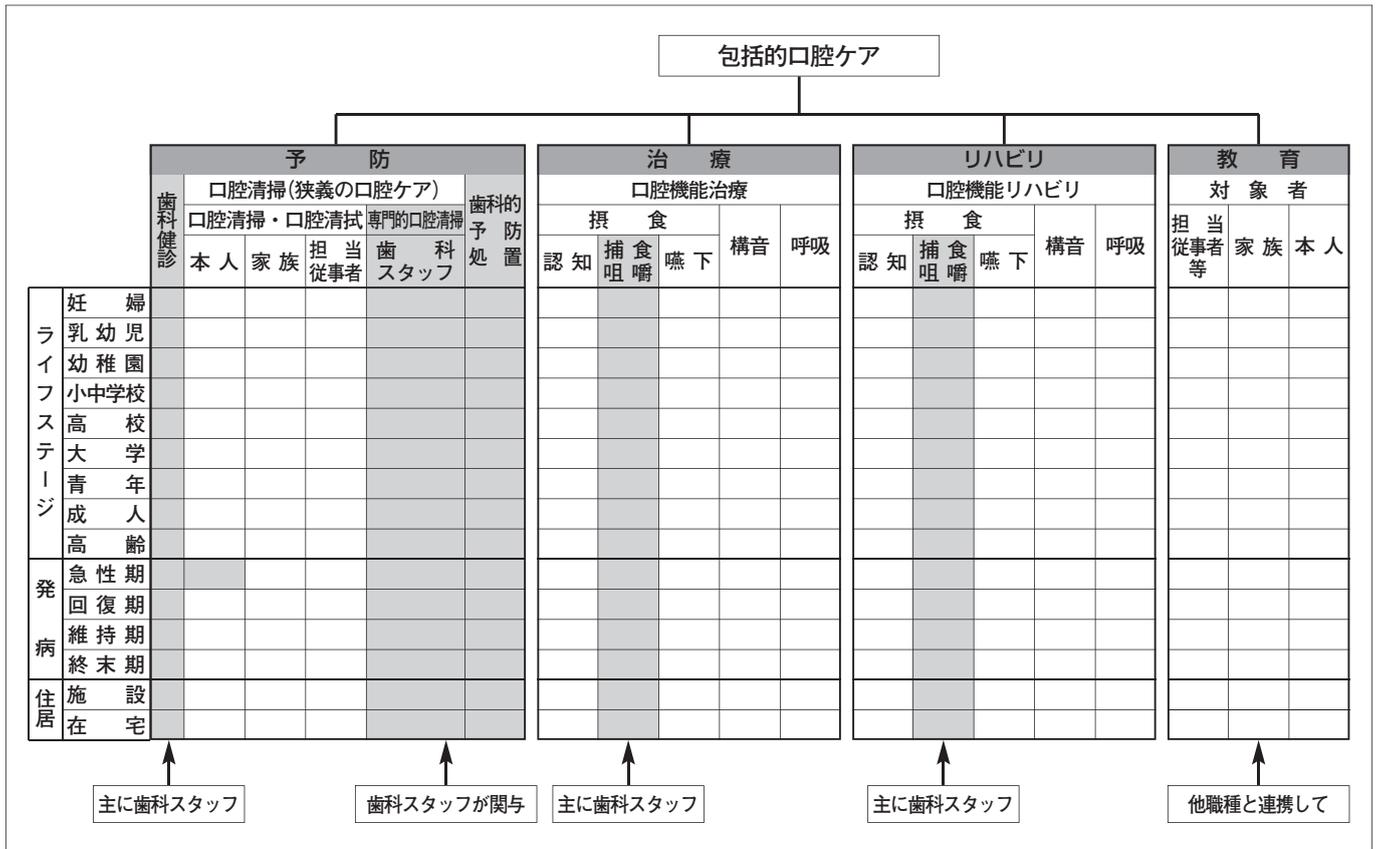
食機能」であり、さらにその「摂食機能」は、「捕食機能」、「咀嚼機能」、「嚥下機能」に大別される。

これらの機能はすべてが関与し合っているので、口腔機能を維持させるためには、これらすべての機能の維持を考えなければならない(図2)。したがって、これらすべての機能を維持させるための「包括的口腔ケア」を実践するには、多職種が上手く連携を取りあって、それぞれの専門的ケアを行わなければならない。

また、基本的なことだが、「摂食する(食べる)」とは、「認知⇒捕食⇒咀嚼⇒嚥下⇒胃への送り込み」が完遂できて初めて「摂食した」と言えることも再認識してもらいたい。この発想がなく、職種間の連携を取らずに実践しているところは未だ多いようだが、これでは「包括的口腔ケア」を実践しているとは言えない。とくに多いのが、「歯科」と連携を取らずにいる施設や地域である。そのような施設や地域では、「口腔機能向上」のための口腔ケアを実践しているつもりでも、実は「構音機能」のケアしかしていなかったり、ある

図3 包括的口腔ケアの概念

(南 温)



いは、摂食機能でも「嚥下機能」の維持・向上しかできていないことを理解し、早急に近隣の開業歯科医院等と連携をとり「咀嚼機能」の維持向上のケアも行わなければならない。

「歯科」と連携を取らずにいる施設や地域は、「咀嚼機能」を維持・向上することの重要性があまり理解されていないためと思われるが、噛む力が弱ると嚥下機能も低下していくので、いくら嚥下機能の維持回復のケアだけをして、ケア効率が悪くどんどん廃用性機能低下が進んでいくことを再認識すべきである。また、VF検査するにしても、義歯が装着されていなかったり、不適合の義歯が入ったままでの検査では、正確な検査が行われていないことも再認識すべきである。これらのことを実感するのによい例として、口を開けたまま唾を飲み込めるかを自分でやってみるといいだろう。口を開けたままでは、なかなか唾は飲み込めないし、唇を閉じて飲み込もうとしても、自然に上下の歯を噛み合わせて唾を飲み込むことを自分で体感できる

だろう。

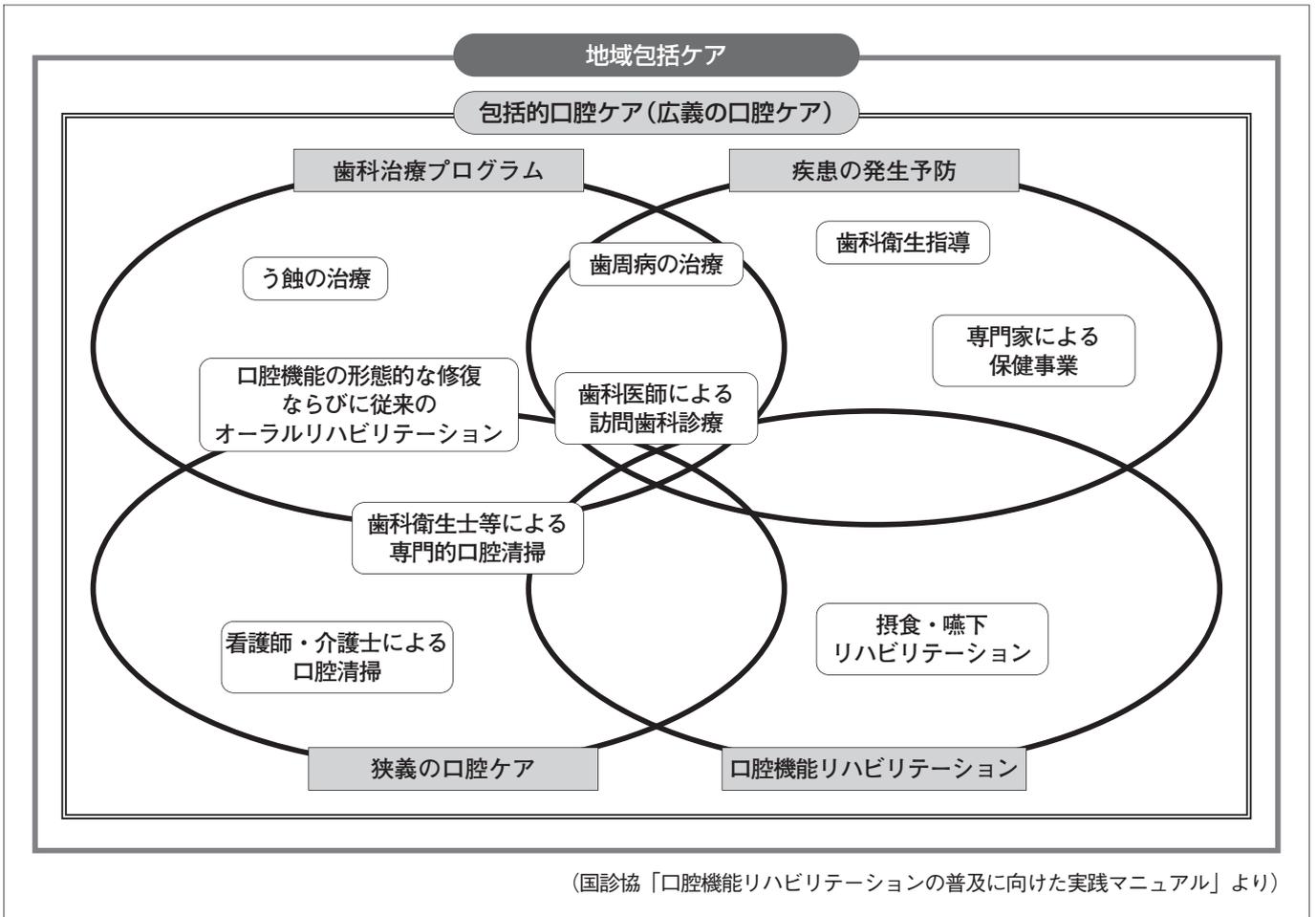
### ■ 包括的口腔ケアの概念

生涯、口腔機能を維持するために必要な「包括的口腔ケア」の概念図である(図3)。

歯科関係者が主に携わるところは淡いグレー(■)で表しているが、歯科関係者だけでは「包括的口腔ケア」はできないことが、この図を見て理解してもらえよう。未だに「多職種の連携が必要といっても、口腔ケアだから歯科関係者が主となるのであろう！」と考えている歯科関係者や他職種の方は多いと思われるので、考えを新たにして、各職種が連携を取り合っではじめて、口腔機能を維持するための「包括的口腔ケア」が実践できることを認識してもらいたいと思う。

この図を利用して、ケアに携わる各職種のそれぞれの方が「いま、自分が行っている部分はこの部分である(たとえば、「構音障害」に対する「構音機能に対

図4 地域包括ケアと包括的口腔ケアの相関関係



するリハビリ」部分だけ)、「この患者(住民)の方の場合、他にも〇〇をしなければならないから、その職種の方に連絡をとらなければならない」等々と、各人がそれぞれ状況把握し連携を取りながら実践しなければならない。

## ■ 地域包括医療・ケアと包括的口腔ケア

図4は「地域包括医療・ケア」と「包括的口腔ケア」との関係図である。

先述したように、「包括的口腔ケア」の実践は、多職種が緻密な連携を取り合いながらでなければできないので、その地域や施設において「地域包括医療・ケア」システムが構築されていないと不可能であると思われる。

したがって、「包括的口腔ケア」を実践するよりも

前に、「地域包括医療・ケア」の理念のもと、まずは、地元歯科医師会・開業歯科医院等も含めた連携やネットワーク等の「地域包括医療・ケア」システムを構築していく必要がある。

逆に、「包括的口腔ケア」を実践できるシステムが構築されていない地域は、ほんとうの意味での「地域包括医療・ケア」が実践されていないと考えるべきである。

## ■ 保健・医療・福祉(介護)の連携

国診協では、以前から「保健・医療・福祉(介護)」の連携や統合を提唱してきたが、その「医療」の部分に「歯科」が含まれていない(考えられていない)地域や施設は、残念ながら未だに多いのが現状である。

大学の医療教育が「医科」と「歯科」に分かれて行

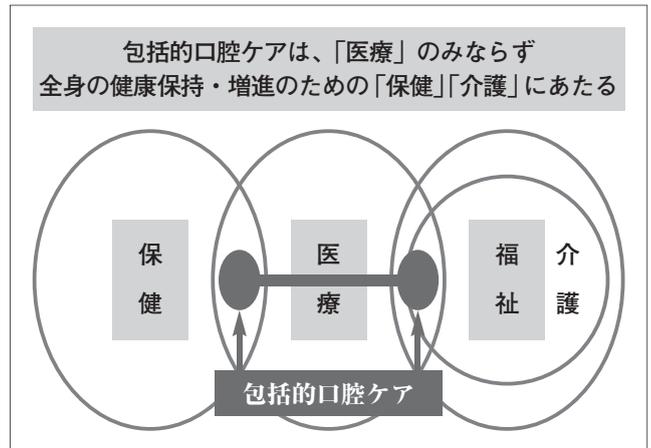
われ、卒業後も所属組織が「医師会」と「歯科医師会」に分かれており、レセプトさえも「医科」と「歯科」に分かれているため、「連携する」という発想が稀薄であるのが現実である。

しかし本来、一人の患者さんを診るとき、全身のあらゆる器官や機能がそれぞれに関与し合っているのだから、互いに連携を取り合って携わらなければならないはずである。

その観点から、今後は単に「歯科医療」として考えるのではなく、「口腔機能を維持するための、包括的口腔ケアであり、そのケアのうち『治療』にあたる一部分に「歯科治療」がある」と考えるべきである。

口腔機能を維持することが介護予防につながり、ひいては「健康で長生き」につながることから考えて、口腔機能を維持するために実践される「包括的口腔ケア」は、「医療」のみならず「保健」や「介護」の部分とも考えられる。また、地域において「包括的口腔ケア」を実践するにあたり、地域住民の体調や生活環境によっては、歯科治療とはいえ「搬送」等の必要性も考えられるで、「包括的口腔ケア」実践には「福祉」のサポートも必要なことはいうまでもない（図5）。

図5 地域包括医療・ケア【保健・医療・福祉(介護)の連携】



## ■ おわりに

今回は、国診協が作成した「口腔機能向上マニュアル(国診協版)」の総論を中心に説明した。次回は、第4回として、各論を中心に説明したい。

\*ユーザーIDとパスワード：国診協会員各施設には通知済みであり、確認いただきたい。